

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四号

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「鳥栖市」を「鳥栖市 多久市」に、「基山町」を「基山町 太良町」に改め、同表第七号中「第十三条第三項」を「第二十条第三項」に改め、同表第八号イ中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同号ロ中「第二十六条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同号ハ中「第二十七条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第二十六条第二項」を「第三十三条规定第二項」に改め、同号五条第一項に、「第二十六条第二項」を「第三十三条规定第二項」に改め、同号六中「第二十八条第二項」を「第三十五条第二項」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に、「第二十六条第一項各号」を「第三十三条第一項各号」に改め、同表第二十五号の二中「佐賀市」を「佐賀市 神埼市」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十五の三 済化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

- イ 法第五条第一項の規定により、済化槽の設置等の届出を受理し、及び送付すること。
- ロ 法第五条第二項の規定により、勧告すること。
- ハ 法第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認める旨の通知をすること。
- ニ 法第十条の二の規定により知事に対して提出される報告書を受理すること。
- ホ 法第十二条の二の規定による済化槽の使用の廃止の届出を受理すること。

第二条の表第二十七号の四中「佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里

市　武雄市　小城市　嬉野市　神埼市」を「各市　吉野ヶ里町」に、「有田町」を「有田町　大町町　江北町」に改める。

（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「教育委員会」の下に「（職員のうち、第二条第一項第二号に掲げる者であるもの（以下「県費負担教職員」という。）にあつては、市町）」を加える。

第十三条中「第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該」を「県費負担教職員にあつては、」に改める。

第二十三条の二の次に次の二条を加える。

（事務処理の特例）

第二十三条の三 県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、市町が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第二条の表第一号の改正規定は同年六月一日から、第一条の規定中第二条の表第七号及び第八号の改正規定は自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年六月一日において、第一条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例（以下次項までにおいて「改正後の条例」という。）第二条の表第一号の上欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の規定により知事がした認証その他の行為で現に効力を有するもの又は同日前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）で、同日以後においては同号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長がした認証その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請等とみなす。

3 この条例の施行の際、改正後の条例第二条の表第二十五号の二、第二十五

号の三及び第二十七号の四の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請等で、施行日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に對してなされた申請等とみなす。

4 第二条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十一條第一項又は第二十三条の三の規定により市町が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に教育委員会がした認定その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に教育委員会に對してなされた届出は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、当該市町がした認定その他の行為又は当該市町に對してなされた届出とみなす。

第一条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

(市町等が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

| 事務 | | 市町又は広域連合 | |
|---|--|----------------------------------|--|
| 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるものの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）イ／ナ 略 | | 唐津市 島栖市 多久市 伊万里市 鹿島市 神埼市 基山町 太良町 | |
| 一の二／六 略 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 七 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 八 自然公園法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）イ 法第三十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届出を受理すること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 口 法第三十三条第二項の規定により、普通地域内の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| ハ 法第三十四条第一項の規定により、法第三十三条第二項の規定による处分に違反した者に対する行為の中止を命じ、又は当該者若しくは当該者から権利を承継した者に対して、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 二 法第三十五条第一項の規定により、法第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、報告を求めること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| ホ 口又はハに掲げる事務を行ったために、法第三十五条第二項の規定により、普通地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、法第三十三条第一項各号に掲げる行為の実状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査すること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 八の二／二十五 略 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 市 佐賀市 神埼 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |

改 正 前

(市町等が処理する事務の範囲等)

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。

| 事務 | | 市町又は広域連合 | |
|---|--|----------------------------------|--|
| 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるものの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）イ／ナ 略 | | 唐津市 島栖市 多久市 伊万里市 鹿島市 神埼市 基山町 太良町 | |
| 一の二／六 略 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 七 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条规定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 八 自然公園法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）イ 法第二十六条第一項の規定による普通地域内における行為の届出を受理すること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 口 法第二十六条第二項の規定により、普通地域内の行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| ハ 法第二十七条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定による处分に違反した者に対する行為の中止を命じ、又は当該者若しくは当該者から権利を承継した者に対して、原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 二 法第二十八条第一項の規定により、法第二十六条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対し、報告を求めること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| ホ 口又はハに掲げる事務を行ったために、法第二十八条第二項の規定により、普通地域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、法第二十六条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させること。 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 八の二／二十五 略 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |
| 市 佐賀市 神埼 | | 唐津市 伊万里市 玄海町 | |

参考資料

| | | 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|---|--|
| 事務のうち次に掲げるもの | | 事務のうち次に掲げるもの | 事務のうち次に掲げるもの |
| イ・二 略 | イ・二 略 | イ・二 略 | イ・二 略 |
| 二十五の三 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの | イ・法第五条第一項の規定により、净化槽の設置等の届出を受理し、及び送付すること。 | 口・法第五条第二項の規定により、勧告すること。 | ハ・第五条第四項ただし書の規定による届出の内容が相当であると認めめる旨の通知をすること。 |
| 二法第十条の二の規定により知事に対して提出される報告書を受理すること。 | ホ・法第十二条の二の規定による淨化槽の使用の廃止の届出を受理すること。 | 二十六～二十七の三 略 | 二十六～二十七の三 略 |
| イ・ロ 略 | 二十七の四 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの | 二十七の四 地方自治法（以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの | 二十八 略 |
| 町 有田町 里町 吉野ヶ里町 みやき町 | 町 有田町 里町 玄海町 みやき町 | 市 佐賀市 唐津市 伊万里市 | 市 佐賀市 唐津市 伊万里市 |
| 町 江北町 太良町 | 町 白石町 太良町 | 町 玄海町 みやき町 伊万里市 | 町 玄海町 みやき町 伊万里市 |
| 町 白石町 太良町 | | 町 野市 神埼市 嘉瀬町 | 町 野市 神埼市 嘉瀬町 |
| | | 町 有田町 | 町 有田町 |
| | | 町 多久市 | 町 多久市 |
| | | 町 小城市 武雄市 | 町 小城市 武雄市 |
| | | 町 太良町 | 町 太良町 |
| | | 町 白石町 | 町 白石町 |

第二条（佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

第十一條 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を教育委員会（職員のうち、第二条第一項第二号に掲げる者であるもの（以下「県費負担教職員」という。）にあつては、市町）に届け出なければならない。

2・3 略

一・四 略

二十八 略

第十一條 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を教育委員会に届け出なければならない。

2・3 略

一・四 略

改 正 後

(給与の減額)

第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（県費負担教職員にあつては、市町教育委員会）の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

改 正 前

(給与の減額)

第十三条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第八条（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第九条第一項の規定（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第八条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（県費負担教職員勤務時間等条例第二条においてその例によることとされる休暇を含む。）による場合その他その勤務しないことにつき教育委員会（第二条第一項第二号に該当する職員にあつては、当該市町教育委員会の承認があつた場合を除き、勤務しない一時間につき第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(事務処理の特例)

第二十三条の三 県費負担教職員に係る扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるものは、市町が処理することとする。